

# 統計学の諸問題

大屋 祐雪

## 目次

1. 統計行為の歴史性
2. 統計学の回帰
3. 統計研究の視座
4. 統計行政と「主体の視座」
5. 「客観の視座」と統計改革

### 1. 統計行為の歴史性

資本主義以前の社会経済体制の下でも、統計調査に類する社会的な行為が行われていたことは、統計調査前史の語るところである。しかしながら、その時代の調査は統計の作成を第一義の目的とするものではなかった。したがって調査結果である個々の記録は、なによりも先ず“調べたこと”の直接の目的である、たとえば徴税、徴兵、賦役等々のための、一種のインベントリ (inventory) の役割を果たさねばならなかった。センサス (census) の語源がその間の事情を如実に語っている。

Census はラテン語の censor から派生した言葉といわれている。censor はローマの共和政治体制の下にあって、人民の家族と財産の登録 (census)、風俗取締、租税公課の取立て、および公共事業の実施を司る役人の職名であった。登録はローマ市民の義務で、家族数ばかりでなく、各人の世帯に於ける地位、家長の財産や奴隷の数も届け出され、不動産はその種類、性質、用途に従い分かって登録された。ローマのセンサスは意図された目的にかなり良く役立ったので、定期的に行われ制度化していたことが知られている (川島 博『国勢調査論講』39~44 ページ 日本統計協会 昭和 30 年)。

どういう社会においても統計は、論理的にも実務的にも個票記載事実すなわち個別情報の分類、集計によって作成されるが、資本主義以前の社会における統計的記録は、為政者が直接の関心事である個票記載事実 (individual survey matters) をそれはそれとして用いた上で、支

配領域についての数量的情報を得るために“調べたこと”の延長として作成されていた。したがって調べた結果を統計的記録にするかどうかは、そのときの為政者層の識見ないしは彼らの恣意に関わることであった。

(註) Adolph H. G. Wagner (1835 ~ 1917) の次の一文は統計に対する為政者層の欲望と恣意をよく示している。「首席執政 (ナポレオン) は、ブリュウメール 18 日の後における行政の再編成に当たって、行政の基礎として広範な統計的調査をしたいという熾烈な欲求を感じていた。それを彼はかの有名な言葉をもって表明した。曰く『統計は事物の予算である。そして予算なくしては公共の福祉もない』と。だがしかし、執政が作ったところのものは、やがて皇帝にとっては都合の悪いものとなった。統計は御用目的に奉仕しなければならなくなり、やがて公表も制限された。その後、ナポレオン帝国の下において統計局の活動は停滞し、王政復古の下にそれを更新せんとする様々の試みが為されたにもかかわらず、同局はもはや再び活動しなかった」(統計学古典選集 第 6 巻 ワグナー『統計学』大内兵衛訳 143 ~ 4 ページ)

統計的調査が行財政から絶対的にも相対的にも独立でなかった時代には、調査もその結果も文字通り為政者のもので、領国民はもっぱら調べられ、支配され、徴収される存在でしかなかった。したがって彼らは調査に対して嫌悪感や拒否反応こそ抱いたが、調査への近親感や知的的好奇心など、およそ持ちようもないことであった。

政府が統計調査を行財政の一環として実施しながらも、本来の統治行為から相対的に独立した形で行うようになったのは、近代資本主義以後のことである。“夜警国家”と呼ばれていた資本主義揺籃期の政府は、個人の生活に対しても、産業に対しても、戦時は別として比較的無関心でありえたので、当時の記録といえば土地、人口、犯罪、ならびに租税などに関するものが大部分で、形の上でもまだ統計的素材の域を出るものではなかった。

資本制社会の生産力と生産関係が発展し、内在する社会的経済的諸矛盾がいろいろな形で顕在化してくると、政治や経済の指導層ななく政府は、国民各層の不満や政府批判の顕在化に対して種々の政策 (経済政策や社会政策など) を推進せざるを得なくなる。経済動向の把握と分析、国民経済計算、経済計画、景気予測等が研究者個人の学問的関心事から、政府の重要な行政行為になったことは、その現れに他ならない。そのため政府は雇用と失業の状態、賃金と家計、企業の投資計画とその実績、生産高、在庫量、販売高、物価や株価の動き、農業経済の現状等々を、全国的規模で、かつ定期的に統計として調査、把握しておく必要に迫られる。しかしそのような社会経済の重要な諸側面は、政府業務統計<sup>(註)</sup>としては把握されない。

(註) 統計の作成が本来の目的でない すなわち非統計的な行政目的で確認ないしは記録された事件、事象に関する業務上の記録や係数から、業務上の下部機構を調査客体 (調査単位また

## 統計学の諸問題

は報告単位)として、上意下達の組織系統で作成する統計を政府業務統計という(大屋『統計情報論』154~161ページ)。

したがって上記のような社会事象を統計として把握するためには、あらためて「調査(survey)」という認識の網を張らねばならない。調査計画 - 実査 - 集計 - 表示を手續過程とする一連の社会的行為すなわち「統計調査(statistical survey)」の施行である。

資本主義の社会秩序と自由な経済活動は民主的政治体制の所産であり、またそれらは相互に照応的な依存関係にある。そしてそれらの行為は憲法を初めとする様々な法規によって保証されている。思想、言論、宗教、居住、就職、修学等の自由は「個人情報保護」に係わり、私有財産制と一部の例外を除く経済活動の無政府制(政府からの規制がないこと)は「営業の自由と秘密」を保証し、統計作成の諸活動を規制する。それらのことは統計法と統計制度および統計行政に係わる問題である。

これまでの叙述から、統計および統計的記録が社会経済および政治体制と不可分であること、さらに統計作成の方法、手續もまた歴史的所産であることが分かる。

## 2. 統計学の回帰

経済統計学会の前身である経済統計研究会(「経統研」と略称)の第1回総会(1957年7月、関西大学)での共通論題は「日本の現段階に於ける統計学の基本問題」であった。事務局が取りまとめた『報告および討論要旨』によれば、私の発言は以下のようである。

「いままでの伝統に立って統計学を普遍的科学方法論と考えれば、それは数理統計学に帰し、社会科学(の方法)と限定するならば、蜷川氏の統計学に落ち着くと考えられる。方法に重点を置く立場からは、何故この社会では統計が本当のもの(真実を語る数字)にならないか、という統計のもつ体制的側面の(性格)把握が(統計学とは)別個の課題になってしまう。これを問題にするには、現実の統計活動 その結果が統計 を一つの特異な社会活動と見て、この活動自体を統計学の(研究対象として)問題にする立場が必要である。統計体系、統計制度と結びついた統計技術として考察しなければならない。そうすると、片方に数理統計学が残るのだが、それは本来別個のものである。数理統計学で解明されたもの(数理)を、技術として使うかどうかは、経済(体制)とむすびついて決まると考えられる」(『報告および討論要旨』8ページ)。文中の( )内の文句は当時の発言への最小限の補足である。

統計学の研究といえば、日本統計学会の大多数の人は、おそらく「統計数理の研究、開発」と主張されるであろう。理論的な関心がそこに向かうことは、もちろん学問、研究の自由による

することであり、研究された数理が他の科学にとっても、また社会的活動にとっても、有用であることは否定できない社会的事実である。しかし、考案、開発された数理が社会科学にどのように組み込まれ、社会経済活動や政治にどのように役立てられているかを把握し、考察、検討することは、学問としての数理統計学にとっては、必ずしも第一義の研究課題ではない。そのことは数理統計学のテキストを一瞥すれば明らかなことである。

資本主義体制下の統計調査に注目すると、同じ年度に多種多様の統計調査が実施されることは、調査対象の多様さを越えて、それぞれの調査に共通な統計調査の手続過程を析出して、「統計調査法」の定式化への思考を容易にする。そのことはまた、それぞれの統計調査が資本主義社会の統計作成過程という体制的、歴史的な性格を背負いながらも、統計調査に普遍的な一般規定を抽象し理論化するのに適した様相の「統計情報化過程」として、統計理論の研究者と相対していることに他ならない。

また、同種の統計調査が一定の周期で定期的に繰り返される状況は、採用される調査方法を精練、純化し、あたかもその調査方法が歴史や国境を越えた最良の統計作成方法であるかのような方法観を醸成する。こうして統計作成の歴史的規定性（政治、経済ないし社会体制の歴史的な条件に影響される性質）についての認識も関心も、統計家や統計理論家たちの意識にはもはや上らなくなる。

資本主義社会の発展に応じて政府の統計事業がある程度整備されると、政府統計の存在を前提とする統計利用が支配的な傾向になる。利用目的、利用方法、および利用する統計素材は、利用主体の社会的経済的活動の具体的な内容やその有り様によって異なるであろうが、同種の統計素材に対して年々繰り返される統計利用は、統計調査の場合と同様に、統計利用の方法規定を析出し易くし、統計学者の関心を「統計解析法」の教育、研究へと駆り立てる。そしてさらに思考の抽象化が進むと、統計数値にとって不可分の本質的な規定要素である統計集団構成の目的、定義、単位、標識、時、場所などの規定は、統計解析法では不要な情報として抜け落ちる。たとえば昭和 32 年法人経営組織別・産業別事業所数の統計も頭髪の色と眼の色についての分割表も共に質的構造統計表に、また昭和 33 年（1～11 月平均）消費支出階級別世帯数の統計も身長階級別成人男子数の統計も共に量的構造統計表（度数分布表）に、そして畳数および世帯人員別世帯数（昭和 33 年）は 2 変量相関表になる。こうして社会的属性と不可分の統計も統計解析の世界では、自然科学における観測値や測定値の処理方法との相違が希薄となり、統計学は数理のベールに覆われて、数理統計学ないしは統計数理こそが“統計学という常識”が 20 世紀後半には定着する。R. A. Fisher (1890～1962) の統計学観<sup>(註)</sup>はその典型といつてよい。

## 統計学の諸問題

(註)「統計学は、本来、応用数学の一分科であって、観測に基づく資料を対象とする数学とみなすことができる。したがって、数学の他の分野と同じように、同一の公式が非常に多方面の問題に対して適用される。……“statistics”という言葉の語源的な意味は、統計学がもともとある国家に住む人間の集団に関する研究であったことを示唆している。しかし、そこに展開された方法は、その集団の政治的統一とは何のかかわりもないし、また人間の集団や社会的生物の集団だけに限られてもいない。……いずれにせよ、統計学は正しい意味において、個体に関する研究ではなく、個体の集合すなわち集団に関する研究である。……統計的方法は社会的研究にとって重要な方法であって、社会的研究が科学の列に伍しうるのは、主として統計的方法のためのものである。このように社会的研究が特に統計方法に依存していることから、統計学が経済学の一分科であるかのごとき不幸な誤解が生じたのであるが、しかし経済のデータの取り扱いに適した方法があるとしても、実際は、それは生物学やその他の科学の分野において発達してきたものに他ならない」(Statistical Methods for Research Workers 1925 p.1)

他方、社会科学としての本来の統計学(社会統計学や経済統計学など)にとっては、統計的社会関係(統計の作成と利用に不可分の関係にある社会状況)ないしは社会的統計関係(社会制度に制約、規定される統計関係)の下で、統計実践(行為)に組み込まれ不可分の要素になっている数理は、もはや抽象的な数理ではなく“社会事象化した数理”すなわち社会と不可分の統計技術に他ならない。したがって“数理の社会事象化”の状況は統計学にとっては避けて通れない研究課題であり、したがってまた、社会事象化した統計数理については、適用の理論的根拠と手続きの妥当性の検討と共に、数理適用の社会的意義の考察が不可欠となる。

### 3. 統計研究の視座

改めて指摘するまでもなく、政府は最大の統計作成者であり、最大の利用者である。そのことは社会体制の如何を問わず現代文明社会の客観的事実である。そうであるならば、政府が作成する統計とその作成(すなわち統計情報化過程)および統計利用の研究と教育は、統計関係者が関心を寄せねばならない統計学本来の課題であろう。

社会にある箇々の統計が、国の統計体系の一環に位置付けられて作成された個別統計なのか、それとも、統計体系の意識からでは無く、主管官庁がそれぞれの行政目的の施行のために作成している独自統計なのか、国の統計体系ひいては統計制度の問題として取り上げねばならない課題である。

政府統計は、統計法と統計調査規則ならびに統計予算のもと、統計機構と統計調査員によっ

て調査され、集計、公表されるものであるから、統計学においては統計調査、統計利用の研究、教育は勿論のこと、統計法や統計制度等もまた重要な研究、教育の対象でなければならない。

いま、「統計的社会関係」および「社会的統計関係」という語を、統計作成の担い手および統計利用者が関係する統計法規、統計機構、統計予算、統計教育、さらには統計環境（調査環境、利用環境）などを含む社会的諸関係の総称として用いるならば、統計学はある時代における統計的社会関係の下での政府統計の作成と利用を“特殊な社会現象”と捉えて考察の対象に置き、その態様を概念的、体系的に総括しなければならない。それは数理統計学ではもちろんのこと、従来の社会統計学でも総括しきれない課題の設定である。従ってその総括のためには、従来の統計学で用いられている概念用語のほか、統計的社会関係、社会的統計関係、統計目的、調査目的、政府統計、統計体系、調査統計、業務統計、指定統計、任意統計、全数統計、標本統計、有意標本統計、統計単位情報、集計時層別統計等の概念も必要になる。また、新たな統計上の問題状況を認識、把握して概念化し用語を規定することも、統計学の課題となろう。さらには統計法規や統計行政等で新に用いられている用語や概念、たとえば新統計法（平成19年法律第53号）で導入された公的統計、基幹統計、基幹統計調査、一般統計調査、統計基準、行政記録情報、調査票情報、匿名データ、事業所母集団データベース等については、内容等の規定が条文にそれぞれ記されているので、この法律が統計行政にどう活かされ、公的統計の国民の利用にどう関わり、どう役立つかの検討も、今後の統計学の課題であろう。

上述のような問題の立て方は、従来の社会統計学の内容とも「経統研」主流の伝統的発想とも、したがってまた、それらの理論内容とも多くの点で異なる。

「経統研」主流の発想とその統計理論は、客観的に存在し動いている社会的集団を「大量」、その大量を数量的に認識把握することを「大量観察」、その表章結果である一団の数字を「統計」と呼び、それぞれの利用目的に応じて統計値集団を構成して、一定の集団性や傾向などを求めることを「統計解析」と呼んでいる。豊富な内容を要約して示すことは難事であるが、あえて蜷川統計理論を要約して示せば、大量の認識に基礎を置く統計方法の研究であり、その統計方法の内容は統計調査法と統計解析法であるということができよう。

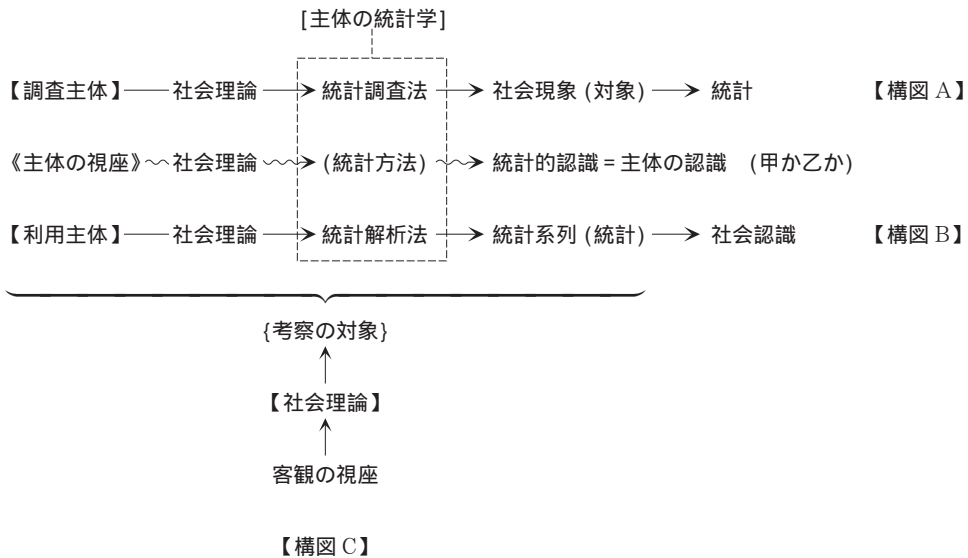
確かに、前述した私の発想と統計学についての課題の設定は、経統研主流の理論の枠から大きくはみ出ている部分がある。私流の統計学の課題設定に対して京都や北海道の会員から批判が出たことは当然のことと受け止められる。“根本的”と形容されるような批判もあれば、“賛否半々”と主張される批判もあった。もちろん意見の一致をみたわけではない。経統研主流と私との見解の相違を端的に述べれば、社会に存在する「統計と統計実践（行為）」に対する研究視座の違いといってよい。

統計学の諸問題

[注] 「統計実践 (行為)」という語については説明の必要があろう。統計と関わる人間の様々な社会的行為を、いまかりに統計実践 (行為) と呼ぶならば、この語は目的実現のために統計と統計 [的] 方法を駆使して遂行する業務を、統計サイドからとらえた総称ということができる。統計活動、統計業務という語もあるが、この二語はこれまで一般的には統計機関 [主として官公庁] の統計作業に関して [狭義に] 使われているので、その点の考慮から、さしあつたつて [広義に] 統計実践 (行為) という語を用いる。社会では統計業務としての統計実践 [政府の統計活動] よりも、あれやこれやの日常業務 [たとえば、予測、計画、管理、評価、等々] に、統計と統計的方法を駆使する、ここでいう意味での「統計実践 (行為)」の方が、はるかに多く行われているからである [大屋『統計情報論』257 ページ]。

次図は二つの異なる営為主体 (調査主体と利用主体) の統計実践 (行為) を図示したものである。【構図 A】は統計調査の流れを示し、【構図 B】は統計利用の図示である。

図・統計理論の視座



政府の統計調査とそれに批判的な人々が希求する“科学的”統計調査とは、調査主幹者 (調査主体) の社会経済現象に対する理論や見方あるいは調査目的、利用目的等に違いはあっても、両者は共に主体の営為範疇に属する統計実践 (行為) に他ならない。【構図 A】と【構図 B】は主体 (営為者) の視座からの統計調査と統計利用の構図で、主体 (営為) の視座にあつては、統計調査法や統計解析法は統計行為者が当然身につけて置かねばならない理論・技術であり、

その改善や新しい理論・方法・技術の開発も、また、この視座からの志向によるものである。我が国に限らず各国の統計学界の支配的な理論の潮流が、主体の視座からの統計(的)方法観に依拠していることは、方法と手続を抜きにしては過程そのものが成り立たない統計行為の特質に基因する。

それとは異なり【構図 C】における調査主体、利用主体は、統計的社会関係の下で為される統計実践(行為)過程の一要素、しかも重要な要素として考察されることを示す図である。したがって、そこでは統計調査の主幹者も統計利用者も、それぞれ異種の統計実践(行為)における実在の営為者として、その業務内容および役割と共にその存在意義等も統計研究の課題という立場である。私著『統計情報論』(1995年九州大学出版会)は【構図 A】の統計調査過程を【構図 C】の視座から把握し、その諸要素、諸過程の概念化を試みたものである。

現代社会を構成している成員を、政府、地方自治体、企業、組合、団体、個人に大別して、それらの統計実践(行為)を考察することも統計研究の一見識であろう。社会構成体のなかで統計の作成を第一義の目的に統計行為を行う組織は、政府機関(政府、地方自治体あるいは機構等)であって、他の組織あるいは成員が行う調査は、おおよそ統計の作成が第一義の目的ではなく、組織、成員それぞれの業務と一体化した利用目的の調査とみてよい。それらは調査即利用の統計実践(行為)で、統計調査というよりは“実態調査”の名が相応しい。

主体の視座に立つ統計行為で、【構図 A】に含まれない統計実践(行為)があるだろうか。政府機関の統計調査に対する批判、いわゆる「統計批判」は確かに主体の視座で為される理論的な統計活動である。しかしその多くは、「もの見方、考え方」あるいは社会科学における理論の相違に基づく統計批判で、批判点が調査主体(主幹者)に受け入れられ、統計情報化過程(統計業務)の変更にまで至るケースは極めて稀である。もっとも、批判が実施中の統計情報化過程より方法的、技術的に優れ、労力や経費の点でも合理的、建設的な内容を含んでいれば、その採否は改めて主幹者の議題になろう。

#### 4. 統計行政と「主体の視座」

ところで、主体の視座に関して今一つ決定的に重要な統計業務がある。それは統計政策の立案とその実施で、その実質的な営為主体は広義の政府統計担当部局で、それに統計委員会(あるいは統計審議会)やその審議を下支えする小委員会等も含まれる。また、省庁分散型の統計制度の下では、施策の具体的な立案と実施を担う主幹部局も、何らかのかたちで政府の統計政策に関わる。しかし、主体の視座からの統計政策は、多くの場合、実施部局が直面している問



題情へのさし当たっての局所的な対応，措置に終始し，問題（矛盾）の根底には手を染めないのが通例のように思われる。われわれは旧統計法下の統計行政にそうした事例を見ることができる。（たとえば，法の追加，一部改正，施行令とその改正，政令や省令の一部改正，規則，命令，通牒などに拠る対応等々）。また法や施行令についての省庁独自の解釈や判断で，統計行政の運用が為されていた事例もある。

「統計法第 15 条 何人も，指定統計を作成するために集められた調査票を，統計上の目的以外に使用してはならない。

(2) 前項の規定は，総務大臣の承認を得て使用目的を公示したものについては，これを適用しない。  
第 15 条の二，以下省略。」

上記の条文の理解をめぐるには，法の発効当時から疑義が出ていた。統計基準局は疑義に対して昭和 36 年 11 月 9 日，「統計法第 15 条の規定の解釈および運用について」（36 行管統第 754 号）の中で，「『統計上の目的』の語句は字義どおりに統計一般の目的と解すべきではなく，初めに述べたように解すべきである」との見解を明らかにしている。「初めに述べたように」というのは，

「1. 統計法第 15 条第一項の規定の解釈について

統計法第 15 条第一項にいう『統計上の目的』とは，次の理由から『当該指定統計調査の目的』と解するのが適当である。

統計法第 15 条第一項の規定の趣旨は，統計の秘密を保護しようとすることにある。したがって，次の二つのことが導かれる。その一つは，統計法第 14 条の反対解釈から生ずる秘密さえ保護されれば調査票は何に使用してもよいという考えを否定していることである。

その二は，調査票を『統計上の目的』に使う場合でも，秘密が保護されないような使い方まで本条が認めていると解することはできないことである。

以上の前提に立った場合に，『統計上の目的』の語句は字義どおりに統計一般の目的と解すべきではなく，初めに述べたように解すべきである。何故ならば，調査票をある目的で使用することを秘密保護の点から考えてみると，その目的が統計上のものであっても，統計上のものでも秘密が漏れる心配が残ることであり変わりがない。すなわち，調査票の使用ということを一般的に統計上の目的であるか，ないかという線で区別する利益はないと考えるからである。』『統計情報』Vol.12 No.4 9-10 ページ。

この見解は主体の視座からの法第 15 条についての解釈および運用の指針と解される。また，上記のように法第 15 条の「統計上の目的」を第 7 条の当該指定統計調査の「1 目的，事項，範囲，期日及び方法 2 集計事項及び集計方法 3 結果の公表の方法及び期日 以下省略」の

中の「目的」と同列に解するならば、当該統計の「調査目的以外」への調査票の使用は、第15条第2項の「総務大臣の承認を得て使用目的を公示したもの」以外は、おおよそ不可能になる。ここに「おおよそ」と記したのは、前出『36行管統第754号』には、「2. 統計法第15条第2項の規定による承認の基準について」があり、「承認の基準」に該当するケース(1)から(7)が列挙されているが、承認の申請を行い調査票の「目的外使用」が認められるケースは、政府機関からの委託研究の受任者で「秘密保護」の保証が確実な事案に限られるので、国民レベルの案件に関する承認基準とは考え難いからである。

## 5. 「客観の視座」と統計改革

「客観の視座」は、社会的存在あるいは現象の認識における反映=模写の立場、本稿では社会的行為に対する科学の目線あるいは“多様な国民”の目といってもよい。社会科学の目線で見れば、政府統計は官民一体の社会的協力行為の所産であって、その費用は社会構成体成員の税金で賄われ、公的機関でなければ得られない重要な社会情報である。したがって政府統計は国民共有の財産であり、またそうでなければならぬ性質の情報である。統計部局はここでは統計情報化過程の担い手ならびにその成果(統計情報とその調査票情報)の管理人という位置付けをうる。

統計の利用者は、公表された統計を重用するのは勿論のことであるが、それとは異なった「集計事項、集計方法、表示方法」、あるいは他の調査の統計単位情報(調査票情報)とのマッチングなど、利用目的あるいは分析手法に応じて、統計単位情報(調査票情報)が様々に利用可能であることを望み、その方途が開かれることを希求する。

この希求は明らかに統計法第15条の「統計上の目的以外に使用してはならない」の裏解釈(「秘密の保護」が守られれば「統計上の目的」に使用することができる)に論理の根拠を求めるものである。しかしそうした利用の方途は、前述のように広く国民に開かれてはいない。換言すれば、そのことは指定統計の国民的生産と国民の利用とをめぐる制度上の矛盾で、重要な社会情報である指定統計にとっては避けられない矛盾である。しかもその矛盾には根本的解決はなく、統計諸法規の抜本的改正と統計制度の改革に拠る現実的、政策的対応のほかには方途はないように思われる。「客観の視座」は本来そうした矛盾の状況を把握し、その社会的性格を考察する視座であるから、現行制度の矛盾要因や矛盾局面を統計改革の論点として営為主体に示唆することに意義がある。したがって「客観の視座」の担い手すなわち矛盾の考察者あるいは批判者には、法規の改正と制度改革の担い手である「主体の視座」への「座直り」、すなわち

「批判」の目から「営為」の目への転化あるいは変身が求められる。

旧統計法の下で、時宜に応じた制度改革が行われ難かった主要な要因の一つに、統計委員会の権限の問題があげられる。旧統計法を立案、審議した「統計制度改善に関する委員会」（「大内委員会」）は、統計制度再建に際してアメリカ統計使節団の指針を受けて審議し『統計法要綱案』を立案した。使節団はその統計委員会条項に関して「統計委員会の目的、任務、権限、組織、および機能につき、一般規定があるべきである」。「統計委員会には統計制度の計画、促進、統制、および調整について白紙の権限が与えられるべきであり、統計法はそのことにつき、疑義をのこさないようにすべきである」とコメントしている。

それは統計関係者への強力な助言であったが、アメリカ軍の占領治下にあつてさえ、そのようなかたちに結実しなかったところに、わが国の政治に特有の換骨奪胎の行政手法が感じられる。最初の『要綱案』ではコメントの主旨を「勅令」で活かすことになり、統計委員会の権限について昭和21年官制第1条は「重要統計に関する企画、関係各庁の重要統計に関する企画の審査、及び重要統計の作成に当たる官庁又は団体の指定」となっていた。しかし昭和22年官制第1条及び『22年要綱案』では、統計委員会の権限が「統計調査の総合調整に関する事項」、「統計法の施行一般に関する事項」等に代わり、『企画機能』にかんする表現は消されて、『総合調整』という用語で機能、権限が集約されている（大屋「統計法の諸問題」『統計情報』Vol.26 No.5 241～49ページ）。

昭和27年7月の行政改革で統計委員会が廃止され、その所掌事務は行政管理庁に新設の統計基準部に移された。行政管理庁には附属機関として統計審議会が設置され、総務庁組織令第40条で「長官の諮問に応じ、統計調査の審査、基準の設定及び総合調整並びに統計報告の調整に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し長官に建議する」ことになった。さらに昭和31年3月の組織令の改正、32年6月の国家行政組織法の一部改正、43年6月の行政機構の簡素化、59年7月の総理府の内部部局と行政管理庁の統合など、行政改革の都度、統計行政への政治関与が進行したように思われる。「統計行政は政治力学なり」という章句が脳裏に浮かぶ。

その間、わが国の経済の急速の発展、企業、団体、個人や家庭への電子情報機器の進出、導入並びに社会状況なかならず国民性（住民の政治、経済、宗教、文化、伝統、慣習等についての意識や感情）の変化に伴う統計調査環境の変容などは、統計行政と統計調査に新たな問題状況を呈した。統計審議会は上記第40条「長官の諮問」「調査審議」「長官に建議」という行政のルールに則り、昭和60年10月、諮問第207号の答申『統計行政の中・長期構想について』を建議し、また平成7年3月には「この間、社会経済情勢も大きく変化していることから、

これらの変化に対応した見直しが求められている」とした諮問第 242 号にたいして、『統計行政の新中・長期構想について』を答申している。この二つの答申なかんずく『新中・長期構想』については、おそらく他の省庁との間で異論もあったろうと推察されるが、それはそれとして統計行政と統計調査並びに統計報告、及び政府統計の利用等を回る社会的統計関係に対する優れた問題提起と見ることができる。この『新中・長期構想』が新統計法にどう活かされ、どう活かされなかったかの検討と共に、今後の統計改革が統計委員会の下でどのように進められるかの考察も、統計学の新たな課題である。

旧統計法成立後の統計法行政の推移、変遷、展開の検討が本稿の目的ではない。それには森博美「わが国における統計法制度の展開」があり、今次の統計改革をめぐっては竹内啓「政府統計の役割と統計改革の意義」、舟岡史雄「各国の統計法制度とわが国の統計改革」、美添康人「統計改革の残された課題」の論文がある(国友直人・山本拓[監修]『21世紀の統計科学』東京大学出版会)。また、新統計法及び今次の統計改革等に関する委員会や研究会で配布された関係資料類、会議の議事録等も関係部局のホームページで検索できるので、その方面の関心事についての考察、研究には事欠かないように思われる。

本稿はこれまで述べてきたように、統計と統計実践(行為)ならびに統計理論の考察に際して、「主体の視座」のみならず「客観の視座」が必要であることを重ねて強調したものである。